

東松島市コミュニティセンター使用料

(単位：円)

利用区分		利用時間	午前の部	午後の部	夜間の部	全日
		午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	
ホール	平日		5,700	7,200	9,500	21,200
	土曜日・日曜日・祝日		7,200	8,900	11,800	27,000
	控室		700	900	1,000	1,900
会議室等	会議室(1)		1,300	1,300	1,700	4,000
	会議室(2)		1,300	1,300	1,700	4,000
	会議室(3)		1,700	1,700	2,100	5,100
	研修室(1)		1,300	1,300	1,700	4,000
	研修室(2)		1,300	1,300	1,700	4,000
	談話室(1)		1,300	1,300	1,700	4,000
	談話室(2)		1,300	1,300	1,700	4,000
調理実習室			1,700	1,700	2,100	5,100
創作室			1,300	1,300	1,700	4,000
野外ステージ		1日につき3,500円				
集会室			1,700	1,700	2,100	5,100

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間がこの表に定める時間に満たない場合においても、時間計算は行わないものとする。
- 3 利用時間が第5条第1項に規定する利用時間を超え、又は繰り上げて利用する場合の使用料は、午前の部又は夜間の部の使用料を基準に時間計算によって算出した額（100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げた額）とする。この場合において、利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間に切り上げる。
- 4 入場料を徴収し、又はこれに類する入場券等を発行して利用する場合の使用料は、この表の使用料に次の割増料を加えた額とする。
 - 入場料の額が、301円以上500円以下の場合 20%
 - 入場料の額が、501円以上1,000円以下の場合 50%
 - 入場料の額が、1,001円以上3,000円以下の場合 100%
 - 入場料の額が、3,001円以上の場合 150%
 この場合において、入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額をもって入場料の額とする。
- 5 市外の者が利用する場合は、この表に掲げる使用料の2倍に相当する額とする。
- 6 附属設備及び冷暖房の利用負担金は、別に規則で定める。